

<野木町ブロック塀等撤去費用補助金の申請をされる方へ>

●補助金の申請するとき●

ブロック塀撤去等にかかる補助金を申請する際には、下記の書類を町へご提出ください。

なお、申請受付後に送付する交付決定通知書受領前に契約（手付金支払いを含む）した場合、補助金交付対象になりませんので、ご注意ください。

- ① ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（別記様式第3号）※1
- ② 工事実施箇所の位置図（縮尺 1/2,500 以上）
- ③ ブロック塀等の所有者が分かる書類の写し（例）土地の評価証明書・登記事項証明書など
- ④ ブロック塀の所有者と申請者の関係が確認できる書類※2（例）戸籍謄本など
- ⑤ 施工前の写真、配置図、断面図※3
- ⑥ 見積書の写し※4
- ⑦ 町税の納付状況に関する調査同意書（別記様式第4号）
- ⑧ 納税証明書※5（国税※6・県税・市区町村税※7）
- ⑨ 誓約書（別記様式第5号）
- ⑩ ブロック塀等の点検表（別記様式第1号または別記様式第2号）

国税 栃木税務署
住 所：栃木県栃木市河合町 1-29
T E L：0282-22-0885

県税 栃木県税事務所
住 所：栃木県栃木市神田町 6-6
T E L：0282-23-3411

- ※1 申請者はブロック塀等の所有者または3親等以内の親族であって、工事にかかる契約者である必要があります。
- ※2 申請者とブロック塀等の所有者が異なる場合のみ必要になります。
- ※3 配置図・断面図の記載事項については裏面参照
- ※4 ブロック塀等の撤去の対象とならない工事等を含む場合には、その区分を明確にする必要があります。
- ※5 補助金の申請者とブロック塀の所有者が異なる場合は、申請者と所有者それぞれの納税証明書が必要です。
- ※6 未納の税額がないことの証明である「納税証明書（その3）」が必要です。
- ※7 野木町への納付状況は町で確認します。

●交付決定通知書を受け取ったあと●

交付決定通知書（別記様式第6号）を受け取った後、60日以内に工事の着手をする必要があります。

また、交付決定通知書は補助金交付請求書を提出する際に必要になりますので保管しておいてください。

なお、工事を変更・中止する場合は、下記の書類を町へご提出ください。

- 【変更する場合】
- ① ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書（別記様式第7号）
 - ② 変更内容を証する書類
- 【中止する場合】
- ① ブロック塀等撤去工事中止届出書（別記様式第9号）

●工事完了後、実績報告書を提出するとき●

工事が完了後、下記の書類を町へご提出ください。

- ① ブロック塀等撤去費補助事業実績報告書（別記様式第10号）
- ② 契約書の写し
- ③ 事業の完了を確認できる全景写真
- ④ 領収書の写し※1

※1 ブロック塀等の撤去の対象とならない工事等を含む場合には、その区分を明確にする必要があります。

●補助金額確定通知受領後、請求書を提出するとき●

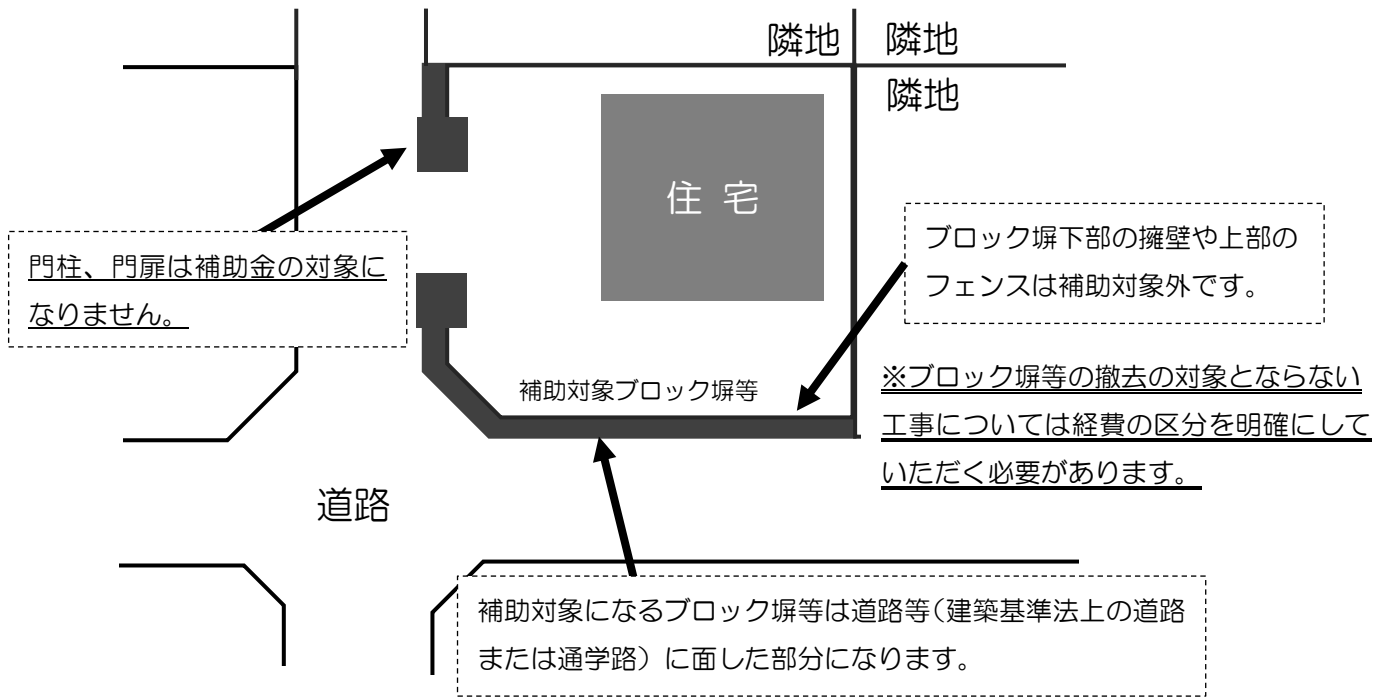
実績報告書をご提出いただいた後、町から補助金額の確定通知を送付します。

確定通知を受け取った後、下記の書類を町へご提出ください。

- ① ブロック塀等撤去費補助金請求書（別記様式第11号） ここで使用します
- ② ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書の写し（別記様式第6号） ←

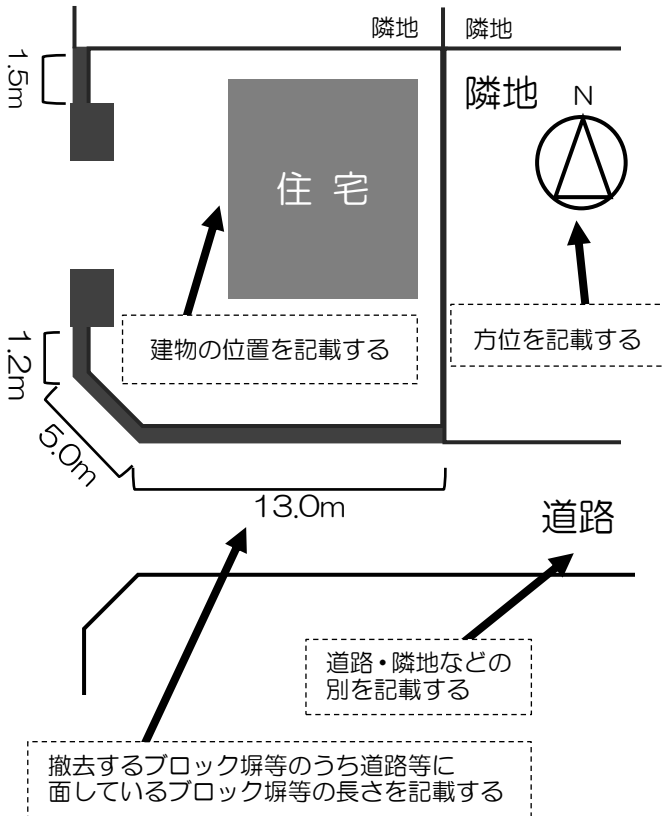
参考

【補助対象となるブロック塀等について】



※道路面に接しないブロック塀等は補助対象になりませんので、同時に撤去する場合は、撤去にかかる経費の区分を明確にしてください。

【配置図に記載することについて】



【断面図に記載することについて】

